

平成22年2月26日（金）
 愛知県環境部環境活動推進課
 環境リスク対策グループ
 担当 川口、丹羽
 内線 3025、3026
 ファクシ 052-954-6212

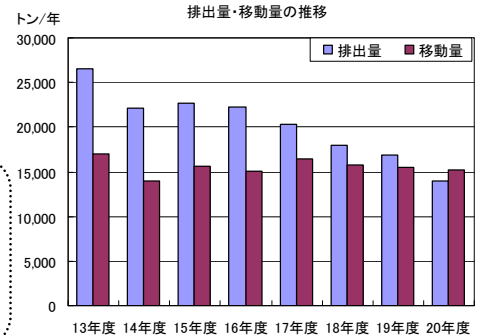
平成20年度 化学物質の環境への排出量等の集計結果について お知らせします

県は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき届出・推計された、平成20年度の愛知県内における化学物質の環境中への排出量等についてとりまとめました。（詳細は別添）

○ 排出量・移動量（化管法に基づき対象事業者から国へ届出のあった排出量・移動量）

- ・ 事業所数 2,340 事業所(前年度から 152 事業所減少)
- ・ 排出量 14 千トン(前年度から 3 千トン減少)
- ・ 移動量 15 千トン(前年度とほぼ同量)

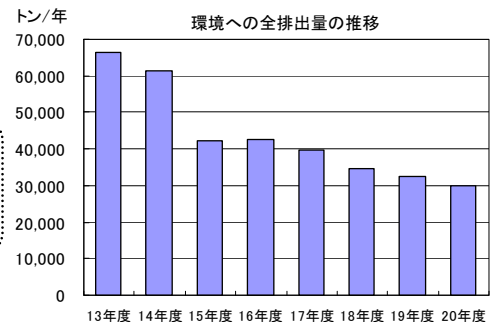
排出量は、集計を開始した平成13年度に比べ12千トン（47.4%）減少しました。
 排出量、移動量ともに全国1位で、排出量の割合は全国の7.0%を占めています。



○ 環境への全排出量（国が推計した届出対象外の事業所や家庭、自動車等からの排出量と、届出対象事業者からの届出の排出量の合計）

- ・ 全排出量 30 千トン(前年度から 2 千トン減少)

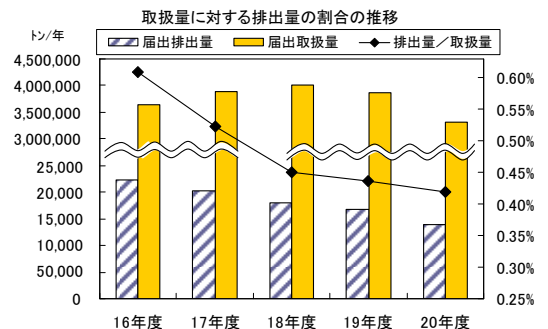
事業所や家庭、自動車等から環境へ排出された化学物質の全体の排出量は、集計を開始した平成13年度に比べ36千トン（54.9%）減少しました。



○ 取扱量（条例に基づき対象事業者から県へ届出のあった製造・使用した量）

- ・ 事業所数 2,030 事業所(前年度から 185 事業所減少)
- ・ 取扱量 3,321 千トン(前年度から 534 千トン減少)

取扱量は、県が集計を開始した平成16年度以降、最も大きく減少しました。
 化学物質を製造・使用する際に環境中へ排出される割合（取扱量に対する排出量の割合）は0.42%で、平成16年度に比べて3分の2に低下しました。



※なお、平成13、14年度届出分については、届出事業所の対象化学物質の取扱要件が5トンであることに留意する必要があります（平成15年度届出分から取扱要件は1トンに引き下げ）。

(参考) 用語の解説

○排出量

対象となる事業者が、大気や河川などの環境中に排出した化学物質の量のこと。化管法に基づき、事業者が自ら把握して国に届出ることとされている。

○移動量

対象となる事業者が、廃棄物などとして事業所の外へ移動させた化学物質の量のこと。化管法に基づき、事業者が自ら把握して国に届出ることとされている。

○取扱量

対象となる事業者が、化学物質を製造または使用した量のこと。事業者が行う化学物質の適正な管理の促進するための基本となる情報であるため、愛知県では条例に基づき、届出を義務付けている。

○化管法の届出対象となる事業者

以下の①から③の3つの要件をすべて満たす事業者。

①業種 金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、高等教育機関、自然科学研究所

②従業員数 常用雇用者21人以上の事業者

③第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1トン以上(特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)取り扱う事業所を有するなどの要件を満たす事業者又は特別要件施設(廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など)を有する事業者

○条例の届出対象となる事業者

化管法の届出対象事業者のうち、廃棄物処理施設や下水道終末処理施設などの特別要件施設を有する事業者は含まれない。